HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後日本の地方議員の政党化に関する研究（１）：都道府県議会の無所属議員を中心として
Author(s)	崔, 碩鎭
Citation	北大法学論集, 72(2), 65-100
Issue Date	2021-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82304
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_72_2_02_Choi.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

戦後日本の地方議員の政党化に関する研究（1）

―― 都道府県議会の無所属議員を中心として* ――

崔　　碩鎭

目　次

序章　目的と課題
　第一節　背景
　第二節　課題と構成
第一章　理論的枠組み
　第一節　先行研究と問題の所在
　第二節　無所属議員の発生メカニズム
　第三節　政党間競争における構造的要因
　第四節　分析対象とデータ　（以上、本号）
第二章　都道府県議会議員の政党化における政党間競争の影響
　第一節　都市化および多党化要因の再検討
　第二節　分析の枠組みと方法
　第三節　政党の選挙区対応の分析
　第四節　政党間競争仮説の実証分析
　第五節　小括
第三章　選挙区レヴェルにおける政党間競争の規定要因
　第一節　分析方法と課題
　第二節　選挙区構成の変化と政党の対応
　第三節　都市化の進展と政党の対応

*本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文（2019年６月28日授与）「戦後日本の地方議員の政党化に関する研究:都道府県議会の無所属議員を中心として」を加筆・修正したものである。

第四節　政党間の競争構図と政党間競争の規定要因
第五節　小括
終章　結論
第一節　知見
第二節　含意
第三節　課題

序章　目的と課題

本稿の目的は、都道府県議会議員選挙における選挙区レヴェルの政党間競争が同議会議員の政党化を規定する主たる要因であるとの認識のもと、都道府県議会議員選挙における政党間関係が議員の政党化にどのような影響を与えてきたのか、そして政党間競争を規定する要因は何であったのかを検討することにある[1]。

第一節　背景

１．都道府県議会における政党化および無所属研究の現状

総務省のまとめによれば[2]、2016年12月31日現在在職している2,657人の

[1] 地方政治について「政党化」なる用語が指し示す対象は、議員の政党所属、行政幹部の政党所属、議会審議に対する政党方針の影響、議会などでの意思決定過程における与野党の形成など、様々である（村上弘『日本の地方自治と都市政策：ドイツ・スイスとの比較』（法律文化社、2003年）、87頁。E. Holtman, “Parteien in der lokalen Politik,” In R. Roth und H. Wollmann (Hrsg.), *Kommunalpolitik*, Opladen: Leske und Budrich, 1994, S.257.）。本稿では「政党化」の対象を議員の政党所属に限定し、次の二つの意味で用いる。一つは、議員の政党所属状況であり、これと表裏を成す無所属議員比率で主に示される。もう一つは、議員の政党所属比率の上昇であり、議員の政党所属状況の一定方向の変化を意味する。これと逆の方向への変化は「脱政党化」である。

[2] 総務省「報道資料：地方公共団体の議会の議員および長の所属党派別人員調等」（2017年３月28日）［http://www.soumu.go.jp/main_content/000474587.pdf］（最終閲覧日2018年６月１日）

都道府県議会議員のうち、無所属議員の占める割合は18.9%（502人）で、自民党所属議員の50.1%（1,330人）に次ぐ規模となっている[3]。この時点で、国政レヴェルで第二党の座にあった民進党の所属議員は11.3%（301人）にとどまり、公明党と共産党の所属議員は、それぞれ7.8%（208人）と5.7%（152人）である。無所属議員の割合は市町村議会ではさらに増え、政令指定都市を含めれば実に70.8%に達する。

戦後日本の地方議会は55年体制の成立後に政党組織が整備されるにつれ、少なくとも都道府県単位までは、自民・社会両党を中心とした政党関係が浸透したとされている[4]。都道府県議会における無所属議員の割合は、1955年の統一地方選挙まで32.8% となっていたが、左右社会党の統一と保守合同が行われたのちの1959年の統一地方選挙では15.9%へと半減した。無所属議員の割合はその後も微減しつつ、1960年代にかけて12%台を推移していた。しかし地方議会における無所属議員の減少の程度は国政レヴェルのそれに及ばず、1993年の自民党分裂を機に国政レヴェルで「政界再編期」を迎えると、無所属議員の割合は再び上昇し始め、2003年の統一地方選挙で25.5%にまで達したのち、ようやく減少傾向に転じたものの、1960 ～ 80年代に比べれば依然として高い水準を保っている。

このように都道府県議会における無所属議員の割合は、政治状況により増減を示しながらも、一定の規模を保ち続けてきた。また地方議会の無所属議員は、自民党とともに「草の根保守」を形成しながら、国政を上回る自民党一党優位体制を支えてきた[5]。さらに、例えば「亥年現象」仮説のように、地方政治家の集票活動は国政選挙の結果を大きく左右するものとされ[6]、なかでも保守系無所属の議員集団は、系列代議士の集票組織となるという点で、自民党の下部組織の代行物として機能すること

---

[3] 所属政党は立候補の届出時の所属党派によるものである。

[4] 辻陽「日本の知事選挙に見る政党の中央地方関係」『選挙研究』26巻１号（2010年）、38頁。

[5] 村上・前掲注（１）、52頁、89頁。

[6] 石川真澄『データ戦後政治史』（岩波新書、1984年）。ただし、「亥年現象」に対する批判もある。代表的な批判として、荒木俊夫「自民党得票率の変動：石川仮説の批判的検討」『北大法学論集』40巻5-6合併号・下巻（1990年）、879－904頁。

が注目されてきた[7]。

しかしながら、このように無所属の地方議員が国政と地方のいずれの領域でも大きな役割を果しているにもかかわらず、その詳細はいまだ明らかにされていない。地方議員の政党化を促す、あるいは阻害する要因は何か、それは地方議会にいかなる影響を与え、その結果、地方議会の政党化状況はいかなる変化を遂げてきたかなど、多くの点が未解決のまま残されているのが現状である。

２．本研究の意義と可能性

地方議会の無所属議員に関する研究が進んでいない理由の一つとしては、関連データの収集が極めて困難であることが挙げられる。この問題は、選挙区単位の事例数において国政選挙に比べて地方選挙のほうがはるかに多いだけでなく[8]、選挙資料が体系的に整備されておらず、公表態勢も不十分であることに起因する[9]。

もう一つは、研究動向が指摘できる。これまでの地方議会に関する研究は都道府県議会における会派構成の変化に焦点が置かれているため、実際の選挙において政党化がいかに進んだのかについては、十分には明らかにされていない。地方議会の研究において院内会派がおもな分析対

---

[7] 村松岐夫・伊藤光利『地方議員の研究：日本的政治風土の主役たち』（日本経済新聞社、1986年）、85頁。井上義比古「国会議員と地方議員の相互依存力学―代議士系列の実証研究」『レヴァイアサン』10号（1992年）、133－134頁。

[8]「都道府県議会の選挙区は、全国に1,100超あり、５回の選挙で5,902例が収集できる。中選挙区制時代の衆議院選挙は1947年から1993年までに18回実施されているが、選挙区数は全国で117 ～ 130なので、全期間のデータを収集しても2,119例にとどまる」（久保谷政義「都道府県議会選挙と M+1法則：法則の適合度と選挙の競争環境との関係」『年報政治学』68巻２号（2017年）、256－257頁）。

[9]「地方選挙制度の実態を把握するにあたり問題となるのは、基盤となるべき地方選挙についての基礎的資料が体系的に整備されておらず、公表態勢も不十分な点である。総務省・旧自治省は、各選挙区単位までの体系的な選挙結果調を作成しておらず...（中略）... 国会図書館に納本されておらず、なかには県立中央図書館も所蔵していない県があり、情報公開の姿勢があまりにも消極的である」（岡野裕元「都道府県議会の選挙区構成の比較研究：公明党の選挙戦略をめぐって」『学習院大学大学院政治学研究科政治学論集』29号（2016年）、４頁）。

象となっている理由としては、特に近年、日本の地方政治における二元代表制（首長と院内会派）という制度配置に注目が集まっていることが挙げられよう。しかし、院内会派は選挙後に構成されるために、政党化の進展状況をより正確に把握するためには、議会選挙の結果に基づいて分析を行う必要がある。

このような研究状況のなか、本研究は、戦後の全都道府県議会議員選挙のほぼすべての選挙区を網羅するデータセットを構築したうえで、地方議会における政党化の現状を浮き彫りにすることを試みた。分析方法においては、無所属と政党間関係との間に密接な関係性があることに着目し、両者を相互参照するかたちで分析を行った。こうした取り組みを通して、無所属議員を含む地方政治の現状とその変容について、理解を深めることが可能になると考える。また、無所属のもつ特質を政党間関係、および選挙競争というミクロレヴェルにおける政党間競争様態から見出そうとする本研究の試みは、無所属研究において新たな可能性を示唆している。

そもそも無所属とは、「無所属」という特定の「党派」を意味するのではなく、特定の党派に属していない「状態」を表す用語としての性質をもっている。というのも、手続き上において無所属は、候補者の党籍有無に関わらず、所属党派証明書の提出がないかぎり、無所属として扱われるからである。そのため、無所属から政党所属へ、あるいは政党所属から無所属へという党派変更が比較的容易に行われ、無所属は、知事候補をめぐる保守分裂や1990年代の政界再編に伴う混乱にさいして、現職県議の「一時避難」としての性格をも持つことができたのである[10]。55年体制の成立後に都道府県議会選における無所属当選者数が半減したことや1990年代の政界再編の際に無所属が急増したことも、こうした政党間関係の変化に伴う党派変更によってもたらされた可能性が高い。

したがって、地方議会の政党化に目を向けるということは、地方政治の現状やそれを取り巻く環境を理解するうえで極めて重要であり、そこに本研究の意義と可能性があると考える。

---

[10] 石上泰州「第15回統一地方選挙における『脱政党』」『都市問題』94巻11号（2003年）、30頁。

第二節　課題と構成

本稿は、戦後日本の都道府県議会における無所属議員の発生メカニズムを解明することを目的とし、具体的には、次の二つの課題に取り組むことにする。まず一つ目に、都道府県議会議員選挙における政党間競争は、同議会議員の政党化にどのような影響を与えてきたのかを明らかにする。そのうえで二つ目に、その政党間競争を規定した要因を探る。かかる二つの課題に取り組む本稿の構成は、以下のとおりである。

第一章では、地方議会と無所属議員に関するこれまでの先行研究の成果を踏まえつつ、無所属議員の発生と消滅は選挙区レヴェルの政党間競争の様態に規定され、さらにその政党間競争は選挙区定数と都市化の程度に規定されるとの本稿の基本仮説を提示する。

第二章では、この仮説の前半部分の妥当性を、都道府県議会議員選挙の選挙区データを用いて確認する。特に、55年体制の形成や1960年代以降の多党化現象、1990年代の国政レヴェルにおける政界再編は、都道府県議会議員選挙の政党間競争にいかに影響し、さらにこの政党間競争は、都道府県議会議員の政党化にどのような影響を与えたのかを検討する。

続く第三章では、基本仮説の後半部分の妥当性を確認する。そのためにまずは、選挙区の定数や都市化度など、政党の選挙対応に影響し得る選挙区特性がいかに変化してきたのかを整理し、そのうえで、そのような選挙区条件への政党の対応を分析する。さらに政党間競争を表すものとして「非競争区」なる概念を提示し、諸要因がそれにいかなる影響を与えたのかを見出すことを目指す。

最後に終章では、それまでの分析から得られた知見と含意について改めてまとめたうえで、今後に残された課題を指摘する。

第一章　理論的枠組み

本稿は、戦後日本の地方議会の中で大きな比重を占め、重要な役割を果たしてきたとされる無所属の都道府県議会議員を分析の対象とする。まず本章では、地方議会と無所属議員に関する先行研究を概観し、それらの成果を踏まえつつ本稿における分析の視座を提示する。

第一節　先行研究と問題の所在

１．地方議員の研究

1960年代後半から革新自治体が全国でみられるようになると、日本の政治学は地方政治に注目し始め、地方議会の政党化は地方政治研究における一つの大きなテーマとなった[11]。なかでも村松岐夫が地方政治研究に与えた影響は大きい[12]。村松は、従来の伝統的な地方自治論に挑戦して地方自治体の決定が地方政策決定に大きな役割を演じており、またその決定も単に行政サイドによってだけでなく、地域利益を代表する多数の地方政治家の参加と議会活動によって行われていると主張した[13]。

村松の議論は激しい論争を呼び起こしたが[14]、地方自治に関する実証

---

[11] 山口覚「都市化による地方議会の政党化と『地盤』の変化：尼崎市を事例として」『人文地理』48巻２号（1996年）、182頁。例えば、「1960年代後半から陸続して登場した『革新』自治体がもたらした日本の政治学研究への最大の刺激は、地方自治体を『地方政府』として研究に値する対象にまで高めたことにある」（依田博「地方政治家」川端正久・的場敏博編『現代政治』（法律文化社、1988）、89頁）。「地方議員の調査研究を思い立ったとき、次のような意味で、地方議員が日本政治の土台、ないしインフラストラクチュアであると考えた。... （中略）... 第三は、農村（小規模地域）から都市（大規模地域）になるにつれて、いかなる政治形態の変化が生じるか。ここでは政党化に着目することが大切である」（村松・伊藤・前掲注（７）、９－12頁）。

[12] 代表的には、①村松岐夫「地方自治理論のもう一つの可能性：諸学説の傾向分析を通して」『自治研究』55巻７号（1979年）、３－36頁。②同『戦後日本の官僚制』（東洋経済新報社、1981）。

[13] 村松・伊藤・前掲注（７）、１－２頁。例えば、「政治学では、地域政治の研究は、主として行政学者グループが担当してきた。昭和20年代においては地方制度改革と逆コースが、昭和30年代には地域開発が、昭和40年代には公害と住民運動の政治過程がテーマであった。総じて、戦後日本の政治構造の民主化がどのように展開されてきたかというパースペクティヴの中で、『地方自治』を論じたといえよう」（村松・前掲注（12）①、７頁）。

[14] 大嶽によれば、村松の議論は、辻清明に代表される当時の通説を支える根拠、すなわち戦前戦後連続説と官僚優位論に挑戦することを意図したものであるが、「戦前戦後の変化を極めて大きなもの（「断絶」）と表現しており、（すべての論者が合意するであろう）戦前戦後の相対的変化を超えて、システムの質

的な研究がほとんどなかった当時[15]、サーヴェイ・データを用いて行われた彼の研究は、後続の研究に大きな刺激を与えた。村松の先駆的な研究以来、地方議会に目を向けた研究は次第に増え、特にこの数年間は関連研究が急速に蓄積されてきている。しかし、かかる潮流は比較的近年になって表れてきたものであり、実証的な観点から検討しなければならない課題がいまだ多数残されているのも事実である。そのなかでも地方の無所属議員の実態解明は重要な課題となっている。

２．無所属議員の研究

地方議会の無所属議員を分析する研究において、その関心は大きく二つに分けられる。

第一は、都市化に伴う社会の流動化ないしは多元化に関心を持ち、政党化の契機を導き出そうとする研究である。この議論は基本的に、都市化と政党化との関係を、社会の多元化と候補者の集票能力に関わる問題として捉える。すなわち、都市化の進行に伴い候補者＝有力者＝有権者の個人的日常的関係を中心とした伝統的網状組織の集票力が著しく低下し、それに代わる集票機構が発達していくが[16]、小規模な自治体であれば、候補者個人と地元とは依然として一体化する傾向にあるため、党派性は生じにくいものの、人口急増都市においては、地域団体以外の諸団体が成長し、地域社会の多元化が進み、議員は地元から解放され、党派性が生じていくという理解である[17]。

の転換（「政党優位論」、「地方優位論」）の主張として当初から受け取られたために、厳しい反批判を惹起した」と指摘した。しかし他方で彼の研究は比較の方法という観点からすれば、日本の戦後の政治・行政システムを（アメリカとの比較に加えて）戦前と戦後と明示的に比較したという点で画期的な貢献であると評価している（大嶽秀雄「レヴァイアサン世代による比較政治学」『日本比較政治学会年報』７号（2005年）、15頁）。

[15] 村松岐夫・伊藤光利「市町村会議員の政治化と地域社会の社会経済的特質：京都府市町村会議員調査（１）」『法学論叢』107巻３号（1980年）、83頁。

[16] 升味準之輔『現代日本の政治体制』（岩波書店、1969年）、208－209頁。

[17] ①依田博「地方議員と選挙過程：京都府市町村会調査（２）」『法学論叢』107巻５号（1980年）、85頁。②同「地方議員と保守支配の基盤：無所属議員の選挙

自治体の人口規模が大きくなるほど、また産業構成が高度化するほど政党化が進むという、こうした都市化の仮説は、地方公共団体の人口規模や第一次産業就職人口比率などと地方議員の所属する党派数との比較から支持され、現在も広く受け入れられている[18]。

第二は、選挙制度に注目する研究である。村上は地方議会で国会以上に保守が強い理由として、①自治体における行政優位、②国政与党（自民党）との関係の重要性、③強力な組織を持たない中政党の候補者不足（基礎自治体への選挙対応、都道府県レヴェルの小選挙区）、④議員の職業の偏り、⑤政党よりも候補者を基準に投票する有権者の投票行動の５点を挙げ、そのうち①は、革新首長のもとでも保守は議席をあまり減らさなかったこと、そして②は、国政以上に地方議会で自民党が強いことを説明できないということを理由にそれぞれ退け、いずれも選挙制度に由来する③～⑤がおもな要因であると指摘した[19]。

選挙制度が地方の議会構成に影響を与えるという議論は、重要な論点である。例えば曽我は、都道府県議会における政党システムのあり方を、集中性・分裂性という基準（有効会派数）で捉え、選挙区定数が大きいほど分裂性が強まることを見出し、選挙区の構成という制度要因によって政治的競争が規定され、都道府県議会における党派構成が規定されることを明らかにした[20]。

また村上の指摘する候補者志向との関係については[21]、従来の研究では、選挙区定数が大きくなればなるほど候補者個人への投票が促され、

行動」磯村英一監修・坂田期雄編『明日の都市（第８巻）地方議会－その実態』（中央法規出版、1981年）、112頁。

[18] 例えば、天川晃「地方政治と政党」成田頼明編『現代社会と自治制度の変革』（学陽書房、1974年）、308－310頁。村松・伊藤・前掲注（７）、80－83頁。同・前掲注（15）、87－89頁。依田博「地方政治家と政党」『年報行政研究』30号（1995年）、２頁。井田正道「市議会における党派別勢力」『政経論叢』74巻5-6号（2006年）、69－85頁。

[19] 村上・前掲注（１）、51－52頁。

[20] 曽我謙悟「都道府県議会における政党システム：選挙制度と執政制度による説明」『年報政治学』62巻２号（2011年）、129－130頁。

[21] 村上・前掲注（１）、51－52頁。

政党の求心力も低下し[22]、それゆえに政党ラベルを必要としない無所属候補の参入が容易になると考えられた[23]。この仮説は、日本の地方選挙に関する研究においても支持されており、その根拠としては、大選挙区制をとる市議会や町村議会よりも、小・中選挙区の混合制をとる都道府県議会や、中選挙区制をとる政令指定都市の議会で無所属議員が少ないことが挙げられている[24]。

このように、都市化に着目した研究からは、都市化の進展によって党派性が促されること、また選挙制度の影響を分析した研究からは、極めて多様な選挙区から構成される都道府県議会議員選挙では、選挙区の構成という制度要因によって政治的競争および都道府県議会における党派構成が規定されることが、それぞれ示唆された。しかしこれらの議論には、因果関係の誤認や制度要因の解釈問題、時系列分析の欠如など、いくつかの問題が残されている。以下では、そのうちのおもなもの三つについて述べる。

３．問題の所在

第一は、都市化要因に関する議論において、諸要素間の因果関係が不明瞭で混乱している点が指摘できる。複数の先行研究、とりわけ村松と伊藤の研究では、「都市化」という社会経済的構成が地方議員の「政党化」をもたらすと論じる一方で、政党化は「多党化」と緊密に結びついていると説明している。「一般に地域社会の人口規模が大きくなるほど、ま

[22] John M. Carey and Matthew Soberg Shugart, “Incentives to Cultivate a Personal Vote: A Rank Ordering of Electoral Formulas,” *Electoral Studies*, Vol.14, No.4, 1995, pp. 417-439. 砂原康介「政党システムの分析における地方と新党」『選挙研究』27巻１号（2011年）、51頁。

[23] 曽我謙悟・待鳥聡史「政党再編期以降における地方政治の変動：知事類型と会派議席率に見る緩やかな二大政党化」『選挙研究』24巻１号（2008年）、７頁。砂原康介「制度変化と地方政治：地方政治再編成の説明に向けて」『選挙研究』26巻１号（2010年）、122頁。

[24] ①村上弘「相乗り型無所属首長の形成要因と意味：国際比較を手がかりに」『年報行政研究』30号（1995年）、32－33頁。②同・前掲注（１）、89頁。前田幸男「選挙制度の非一貫性と投票判断基準」『社會科學研究』58巻5-6号（2007年）、67－83頁。

た産業構成が高度化（第一次産業従事者が減少）するほど、政党化および多党化が進むことが実証された」[25]、「政党化はわが国の状況においては多党化の契機を内在させているといえるが、政党化それ自体は論理的にはむしろ政治の分化に結びついている」[26]との記述がその例である。

しかし厳密にいうと、多党化と政党化は別の概念であり、相互の関係が直接的であるか否かも別当の検証を要する課題である。さらに後述するように、政党化をもたらす契機とされる政党間競争に関しても、それが「多党化」とどのような関係にあるのか、明確に示さないままに論を展開している。おそらくここでいう政党間競争と多党化というのは、いずれも都市化によってもたらされる同一線上のものとして捉えられているようである。しかし要素間の因果関係が明確に示されないかぎり、都市化による政党化の進展を説明するための根拠とすることは難しい。これらの問題については、次章でさらに詳しく論じることとする。

第二は、選挙制度に関する議論において、投票判断基準と政党化を結びつけるさいの問題点である。従来の研究では、地方議員の政党化をもたらす一つの要因として選挙区定数が挙げられ、選挙区定数が大きくなるにつれて、候補者個人への投票が促されると説明されてきた。こうした捉え方は、選挙区定数が大きいほど当選に必要な得票率が減少するために、政治家は選挙区全体ではなく、部分的な有権者から支持を調達しようとするというメイヤーソンの議論[27]や、選挙制度と候補者志向に関する議論と軌を一としている[28]。

政治家と有権者の関係を選挙制度から説明するキャリーとシュガート

---

[25] 村松・伊藤・前掲注（7）、83頁。

[26] 村松・伊藤・前掲注（15）、90頁。

[27] Roger B. Myerson, “Incentives to Cultivate Favored Minorities Under Alternative Electoral Institutions,” *American Political Science Review*, Vol.87, No.4, 1993, pp. 856-869.

[28] 例えば、前田は「都道府県議会議員選挙では、候補者志向が政党志向を上回るとは言え、市町村議会議員選挙ほどでない…（中略）… 市町村議会議員選挙との間に見られる差は、選挙区の定数が１から18までの範囲内であり、特に、定数が小さい選挙区では政党が一定の役割を果たしているからではないかと思われる」と同様の理解を示している（前田・前掲注（24）、73頁）。

によれば、候補者個人への投票は政党内競争が強まることによって促されるものとされ、政党内競争は、①（非拘束名簿式比例代表制 OLPR のように）名簿順位が政党によって影響されず、②（単記非移譲式投票制 SNTV のように）同一政党の候補者間に票の移譲が許されず、③（単記移譲式投票制 STV や SNTV のように）政党でなく、候補者個人を選ぶ投票方式である場合、そして④選挙区定数が大きいほど強まるとされる[29]。

この仮説に従うと、日本の地方議会のように定数の大きな単記非移譲式投票制のもとでは、かつての衆議院の中選挙区制よりも政党内（の候補者間）競争が強まることになり、また上神が指摘するように、選挙区定数が大きくなるにつれ、同一政党の候補者間公認調整と票割りが困難になることから、こうした棲み分け問題を解決しないかぎり、政党組織を形成（政党化）する誘因が弱くなることが予想される[30]。しかしながら、実際のデータはこの予想と一致しないどころか、正反対の結果を示している[31]。

次に掲げる図１－１は、1947年から2015年にかけて実施された都道府県議会議員選挙を対象に、選挙区定数ごとに無所属が占める割合を候補者基準（上図）と当選者基準（下図）で示したものである[32]。候補者と当選者のいずれにおいても、選挙区定数が小さいほど無所属の割合は大きい傾向にあることがわかる[33]。すなわち、都道府県議会の政党化は、選

[29] Carey and Shugart, *loc. cit.*

[30] 上神貴佳「政界再編と地方政治：岩手県釜石市の事例を中心として」『社会科学研究』59巻3-4号（2008年）、42頁。

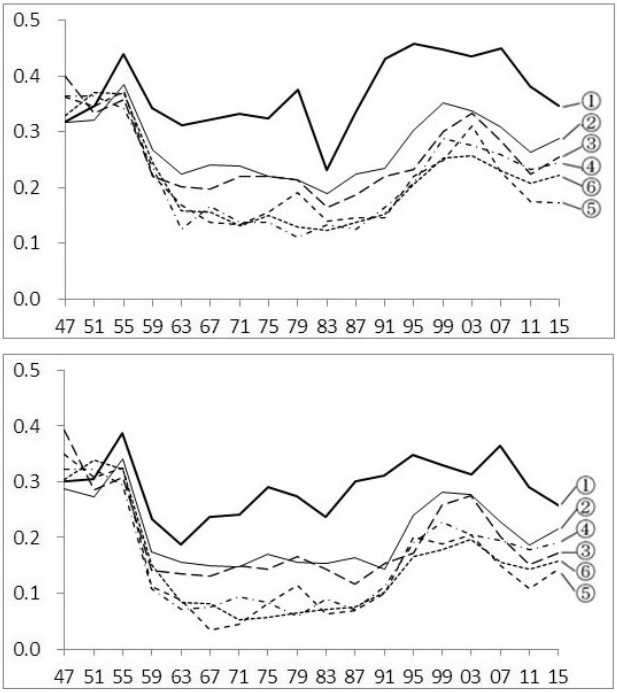
[31] 実際に、都道府県議会議員選挙の選挙区定数と投票行動に関する調査（JES Ⅱ調査第７波）でも、１人区では政党志向が弱く、候補者志向が非常に強いことが示された。ただし、その理由については、「小選挙区において現職が優位であることは一般的な現象である。したがって、仮に都道府県議会の１人区でも現職が圧倒的に優位な場合には、有権者に対して政党中心の判断ではなく、候補者中心の判断を促す可能性がある」と説明するにとどまる（前田・前掲注(24)、75－76頁）。

[32] 本稿に示す図表は、特別の断りがないかぎり、筆者自身が作成したものである。

[33] 1959年から2015年までの無所属が占める割合の平均は、当選者基準で１人区が27.6％、２人区が19.1％、３人区が16.9％、４人区が12.6％、５人区が

挙区規模とまったく逆の関係にあることが明らかとなった。

図１－１　都道府県議会における選挙区定数別無所属比率



注）図中の1947年は32都道府県（岩手・秋田・栃木・千葉・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・香川・長崎・宮崎の各府県を除く）、1951年は41都道府県（栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各県を除く）、55年以降は全国を対象にしている。図中の丸数字は、選挙区の定数を示し、６人区以上は⑥にまとめられる（以下同様）。選挙時期が統一地方選挙と異なる都県議会選挙の処理については、本章の表１－２を参照のこと。

このように予想に反する結果が得られたのはなぜか。理由の一つとして考えられるのは、そもそも候補者個人か政党かという投票判断基準は、無所属候補の当落を規定するものではないということである。つまり、候補者個人への投票傾向が強まることは、無所属候補が当選するための

11.1％、６人区以上が11.5％である。

有利な条件にはなり得るものの、無所属候補の当選を保証することにはならないのである。また一般に政党ラベルの重要性に関する議論は、少なくとも二つ以上の政党間の競争を前提としているが、日本の地方では「党派的対立」が発生しにくいとされており[34]、特に１人区においては、強力な組織を持たない中政党にとって当選可能性のある候補者を確保することが容易でないため[35]、実際には政党間の競争が行われていない選挙区が多数存在する可能性が高い。このような点に鑑みると、さきの図１－１により示された結果は、選挙区定数と投票判断基準との関係ではなく、選挙区定数と政党間競争との関係、すなわち選挙区定数が小さいほど政党間競争が存在しない可能性が高いことを表しているように思われる。これについては、第三章で詳しく検討する。

第三は、時系列分析が欠如していることが指摘できる。次に掲げる図１－２に示すように、都道府県議会の無所属議員の議席率は1959年と1995年の２度の選挙を機に大きく変化しているが[36]、これを既存の仮説で説明することは困難である。このような問題が起こる理由は、一方において、これまでの研究が時系列データではなく一時点の横断面データに依拠していることにあるが[37]、他方においては、この図１－２からも

---

[34] 依田・前掲注（17）②、111頁。

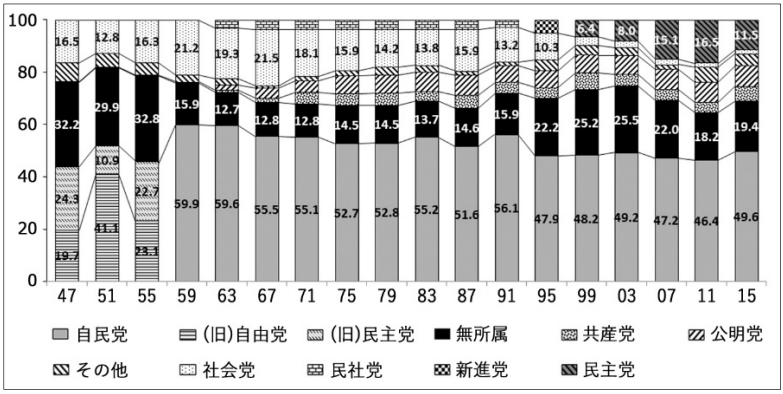
[35] 村上・前掲注（１）、51頁。

[36] この点は市議会においても同様である。市議会選挙で政党化が最も進んだ時期は、1955年（10.6％）から1963年（32.6％）までで、その後は横ばいか微増傾向となっている（石上・前掲注（10）、26頁の図３を参照）。

[37] 都市化を強調する議論では、そのほとんどが、小規模（農村）地域と大規模（都市）地域との比較から、経年変化を演繹的に説明している。特に依田の場合、戦後の急激な経済成長による農村社会の変化が、地域社会における社会経済的要因と政治的要因にどのような影響を与えたのかを明らかにするためには、「さまざまな変数についての時系列データが必要であるが、我々にはそのデータがない。そこで、京都府下の自治体をその人口規模にしたがって順序づけ、その順序によって示される我々のデータの特性から、時系列データを演繹する。というのは、社会経済的要因の中でも最も重要と思われる都市化が、人口の増加や人口の大規模化を伴うからである。これが真の時系列データとなりえないことは十分に承知している」と述べ、その問題点に関する認識を示したことがある（依田・前掲注（17）②、109頁）。

示唆されるように、55年体制の成立と崩壊が無所属議員の増減に大きく関係したにもかかわらず、これまでの研究が、政党間競争とその変化を、無所属の発生と消滅を規定する要因としてほとんど考慮してこなかったことにあると思われる。

図１－２　都道府県議会における主要政党別議席率（%）：1947 ～ 2015年



注）1955年選挙の社会党（1999年以降は社民党）には、左右両派社会党と労働者農民党が含まれている。全国平均議席率が３％に達したことが一度もない政党は「その他」に含めることにした。1951年までの選挙結果は自治庁選挙部編『地方選挙結果調』（1956年）より、その後は各都道府県選挙管理委員会の選挙資料より作成。

第二節　無所属議員の発生メカニズム

前節で述べたように、これまでの研究は、無所属議員の発生と消滅が都市化や選挙区定数などの社会的・制度的要因によって直接影響を受けるものとみなし、政党間競争との関連性についてはもちろん、諸政党がいかなる条件下で競争し、またその条件はどのように選挙競争を促進・制約したのかといった点を十分に考慮してこなかったがために、無所属議員の増減を十分に説明することができなかった。そこで本稿では無所属議員について、基本的に政党間競争に規定されるものとして捉えるが、この想定の妥当性を論じる前に、まずは政党間競争とは何かについて簡単に検討しておきたい。

１．政党間競争

シャットシュナイダーが、「デモクラシーは、政党の内部（in）においてではなく、政党と政党の間（between）において見出される」[38]と述べたように、政党間競争は競争的（政党）システムのもとであれば常に存在する[39]。それゆえに政党間競争に関しては、例えば有権者の分布からなる政党間の選挙競争と政策位置、投票行動研究、デュヴェルジェの政党研究を一つの分岐点とする政党システム（の安定と変化、亀裂構造）の研究など、多岐にわたる分野で多くの研究が積み重ねられてきている。ここでは本稿の問題関心に近い先行研究に対象を絞り、政党間競争の形成と政党の自律性を強調する分析視角に大きく分けてそれぞれを概括し、そのうえで無所属の発生と消滅に関する本稿の立場を提示する。

政党間競争の形成に関しては、ダウンズの古典的研究にまでさかのぼることができる。ダウンズは、経済学的概念やモデルを政治分析に導入し、政治的選択の合理性という観点から、政党の選挙競争を「空間競争モデル」として抽象的に概念化した。彼によれば、政党とは、正当な選挙で政権を得ることにより政府機構をコントロールしようとする人々のチームであり、政党の選挙競争はイデオロギー空間に分布する有権者の選好に沿って繰り広げられるとされる。そしてそのさい有権者と政党の行動は、有権者と政党の意思決定に影響する動機づけおよび環境に関する厳格に定義された仮定から演繹される。そのため、政党間競争は、有権者の選好分布に対する政党間の支持獲得競争として捉えられ、ひいては政党は有権者の選好を反映する存在とみなされる[40]。ダウンズの提案

---

[38] Elmer E. Schattschneider, *Party Government*, New York: Holt, Rinehart and Winston, 1942, p. 60（間登志夫訳『政党政治論』法律文化社、1962年）

[39] Giovanni Sartori, *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis,* Cambridge: Cambridge University Press, 1976（岡沢憲芙・川野秀之訳『現代政党学：政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、2000年）

[40] A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, New York: Harper and Row, 1957（古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂、1980年）。ただし、ダウンズが政党の自律性を完全に否定しているわけではない。例えば、「政党はある状況のもとでは分布に対応してイデオロギー面で移動するが、同時に有権者を自らの位置へと移動させ分布を変えようともするだろう」（同上、143頁）と述べ、

した空間競争モデルは、その後の政党―有権者の相互作用の研究を大きく発展させた。しかし、政党間での競争を有権者の選好分布に応じた政党の政策立場の戦略的変更とみなすのは誇張であるとの批判もある[41]。

政党間競争の形成という視座において、ダウンズの研究が有権者の個人レヴェルでの動態に注目したミクロな分析視角であるとすれば、「社会構造」というマクロな視点から政党システムを捉える分析としては、リプセットとロッカンの古典的研究がある。リプセットとロッカンによれば、西欧諸国の政党システムは、それらの国々が近代国家を形成する過程において経験した四つの社会的亀裂、すなわち①「中央」対「地方」、②「政府」対「教会」、③「農村」対「都市」、④「労働者」対「経営者」という社会的亀裂がもたらした諸集団間の対立と連携関係が累積し、それらを反映したものである[42]。彼らによれば、「1960年代の政党システムは、少数の重要な例外を除いて、1920年代の亀裂構造を反映している」のであって[43]、こうして亀裂構造の存続と政党システムの「凍結」が強調されることになる。

政党間競争を有権者の選好分布や社会的亀裂の反映として捉えるこれらの議論に対して、政党の役割を強調する立場としては、本項の冒頭で引用したシャットシュナイダーが代表的である。彼においては、「政治に何が起こるかということは、人々が党派や政党、集団、階級などに分裂する仕方に」よるのであって、その分裂を確定させる紛争の亀裂線は固定されておらず、「多数の動員に適合した特集な政治組織の形態」たる政党が自ら操作・置換することができるとみなされる。したがって、「政党間対立の本質を理解するためには、優位に立つために競争してい

政党の役割を認めている。

[41] 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子『現代の政党と選挙（新版）』（有斐閣、2011年）、95頁。

[42] S. M. Lipset and S. Rokkan, “Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments: An Introduction,” In S. M. Lipset and S. Rokkan (eds.), *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, New York: Free Press, 1967, pp. 1-64（白鳥浩・加藤秀治郎訳「クリヴィジ構造、政党制、有権者の連携関係」加藤秀治郎・岩淵美克編『政治社会学：第三版』一藝社、2007年）

[43] *Ibid*., p. 50.

る諸政党が利用する、亀裂の機能を考慮する必要がある」のである[44]。

このように、政党間競争を紛争の亀裂線をめぐって行われるものと捉えるシャットシュナイダーの立場は、政党による亀裂の操作可能性から、一見すると、政党間競争が所与の有権者分布に応じて行われると想定する空間競争モデルの対局に位置するかのように思われる。しかし、シャットシュナイダーの議論は、政党の機能や役割を理解するうえで有益な洞察を提供してくれるものの、そもそもそれは圧力政治（pressure politics）研究へのアンチテーゼ、すなわち集団間の力の方程式は最初から固定されているとの仮定への反論として提起されたものであり、そのため、政党間競争や政党システムそれ自体を直接の分析対象とはしていないという限界がある。その意味で、政党システムを政党間の相互作用および競争のパタンから捉えたＧ・サルトーリの研究は極めて重要であろう[45]。

サルトーリの政党システム分析では、政党の数と政党間の競争関係が大きな焦点となっているが、それは政党数に基づくデュヴェルジェの類型論[46]と、ラパロンバラとウェイナーによる競争的政党制と非競争的政党制の類型論[47]に代表される政党間競争の概念を統合して、政党を政党

---

[44] Schattschneider, *op. cit.*, p. 208. *Id.*, *The Semisovereign People: A Realist's View of Democracy in America*, New York: Holt, Rinehart and Winston, 1960, pp. 62-77（内山秀夫訳『半主権人民』而立書房、1972年）

[45] Peter Mair, *Party System Change: Approaches and Interpretations*. Oxford: Clarendon Press, 1997, p. 204. その他にも、メヤは他の類型論と比べてサルトーリの類型論が最も包括的であること、多様な国内および国家間の研究に採用されていること、そして政党システムを独立変数として扱っていることを挙げて評価している（*Ibid.*）。さらにサルトーリ類型論の持つ普遍的意義について、ウォリネッツは、これまでの諸類型論を検討したが、新たな類型は見当たらず、サルトーリ以降、ほとんど何も起きていないと評価している（Steven B. Wolinetz, "Party Systems and Party System Types," In Richard S. Katz and William Crotty (eds.), *Handbook of Party Politics*. London: Sage, 2006, p. 58）。

[46] Maurice Duverger. *Les Partis Politiques*. Paris: Armand Colin, 1951（岡野加穂留訳『政党社会学：現代政党の組織と活動』潮出版社、1970年）

[47] J. La Palombara and M. Weiner, "The Origin and Development of Political Parties," In J. La Palombara and M. Weiner (eds.), *Political Parties and*

システム内で相互作用する構成要素としてシステム論的に考察したからである[48]。特に政党間競争との関係において、政党システムは複数の政党がそれぞれ部分を構成するとき、「まさに政党間競争から生じる『相互作用のシステム』」なのであり、より具体的には、「複数政党相互間の関連性、各党が他の諸党の関数である方法および、各党が他の政党に対応する方法（競争的対応かそれともそれ以外の方法か）に関わってくる」ことになる[49]。つまり、政党システムは単なる複数の政党の「集合」ではなく、複数の政党が競争し、そこに相互作用が生じるとき、始めて政党システムが形成されるという認識である[50]。

サルトーリによれば、政党と政党システムは単なる政治社会の反映ではなく、「政治社会を形づくっているという意味で」、独立変数化として捉えられるが[51]、メアはこの認識をさらに突き詰め、選挙結果（選挙の変易性 electoral volatility）が変化しても、それが政党システムの変化につながるとはかぎらず、政党が政党システムを作り上げると同時に、逆に政党はシステムに拘束されるという議論を展開している。すなわち、政党間競争の構造における三つの基準（①政府交代のパタンと②政府フォーミュラのパタン、③政府参加アクセスのパタン）の組み合わせにより、政党間の競争構造は「閉鎖的」と「開放的」とに分けられ、「閉鎖的」競争構造のもとでは、政党間競争や政府形成に包含される政党が特定化され、外部からの新規参入する可能性が限定されるため、既成政党に有利になるという[52]。

本稿の問題関心からすれば、政党の自律性を強調するサルトーリやメアの分析視角からは、少なくとも次の二つの点が示唆される。一つはい

Political Development. Princeton: Princeton University Press, 1966, pp. 3-42.

[48] 河崎健「政党研究における『カルテル政党』概念形成の分析：共著者カッツとメアの視点より」『上智大学外国語学部紀要』45号（2010年）、33頁。

[49] サルトーリ・前掲注（39）、76頁。本稿における用語統一のために、岡崎・川野訳を一部修正した。

[50] 空井護「政党システム概念の『サルトーリ的転回』について」、2010年度日本比較政治学会研究大会報告論文、２－４頁。

[51] サルトーリ・前掲注（39）、vi頁。

[52] Mair, *op. cit.*, pp. 14-15, pp. 199-223.

うまでもなく、政党間の競争は政党どうしが作用し合うなかで行われるという、動態的な認識である。ただしサルトーリにおいては、主たる関心が政党間競争にあると強調しつつも、全国レヴェル（システム・レヴェル）の作動様式に焦点が当てられているために[53]、本稿の主要課題である選挙区レヴェルにおける無所属議員発生・消滅条件の特定のために必要とされる、ミクロレヴェルの相互作用の説明が十分ではない。その点において、政党間競争のあり方を中心に検討した空井の分析は示唆に富む。それは、競争を「ゲーム的状況」として理解することにより、政党間競争における相互作用の意味をより明確に措定している。

空井は、政党システムを生み出すべき政党間競争とは何か、それは何をめぐっての競争なのかについて、十分な理論的考察を展開していないとしてサルトーリの議論を批判したうえで、競争主体間の「相互作用」は、ある希少な目標物の獲得をゴールに「競争」が行われるとき生じるとし、そのさいの競争は、相手の戦略が自らの戦略を左右するのみならず、自らの戦略が相手のそれを左右し、それらが最終的には目標物の獲得を左右するという、典型的な「ゲーム的状況」として捉えている[54]。都道府県

[53] サルトーリ・前掲注（39）、ix頁、318－319頁。

[54] 空井・前掲注（50）、５頁。他にも、空井はサルトーリ的な政治システム理解におけるユニット・構成要素を「競争することで相互作用を起こしている複数の政党」に見出す一方、サルトーリの議論において政党間競争の目標が欠落していること、メア（Mair, *op. cit.*, p. 206. *Id.*, “Party System Change,” In Richard S. Katz and William Crotty (eds.), *Handbook of Party Politics*. London: Sage, 2006, p. 65.）による政党ポストという単一目標の設定（およびサルトーリの定義の修正）のもつ限界を指摘したうえで、レイヴァー（Michael Laver, “Party Competition and Party System Change,” *Journal of Theoretical Politics*, Vol. 1, No. 3, 1989, p.303.）の政党システムの複数性認識（選挙政党システムと立法政党システムという政党システムの分類）と、ストローム（Kaare Strom, “A Behavioral Theory of Competitive Political Parties,” *American Journal of Political Science*, Vol. 34, No. 2, 1990, pp. 565-598.）の政党行動（party behavior）の３類型論から、得票と政府ポスト、政策という三つの競争ゴールをそれぞれ排他的に目指す、政府形成競争（政党システムⅠ）と政策決定競争（政党システムⅡ）、選挙競争（政党システムⅢ）という政党間競争（政党システム）が、Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→……、というシークェンスで発生する、（議員内閣制型）「政党間

議会議員選挙における政党間競争の目標について、もう少し具体的にいえば、それはより多くの議席を獲得することである。そして政党（候補）が選挙で得た票は、選挙区ごとに集計され、一定の決定方法に基づいて議席配分が行われるので、定数１～17（2015年選挙基準）の混在する選挙区の単純多数代表制で行われる都道府県議会選においては、政党間競争は個々の選挙区ごとに生じる「ゲーム的状況」のもとで展開されると考えることができる。

政党の自律性を強調する視座から得られるもう一つの示唆は、政党間競争に関してサルトーリが精緻に区分しながら提示した概念、すなわち「競争 competition」と「競争性 competitiveness」、そして「準競争状況 subcompetitive situation」と「非競争状況 noncompetitive situation」から導き出される。まず「競争」とは、選挙競争が許されているという意味で一つの構造、つまりゲームのルールであるのに対して、「競争性」は政党間競争の度合いを示す。すなわち、例えば一党優位政党システムは「競争」のルールに従ってはいるものの「競争性」は低く、逆に一つないしはそれ以上の政党が接戦を演じ、僅差で勝負の決着がつくような場合においては、その競争は「競争的 competitive」であるといえるのである。また、「非競争状況」とは競争選挙が許されていない状況を意味するものであり、これに対して、「準競争状況」とは「競争」が許されていながらも「競争性」が潜在化している状況、すなわち「対立候補が出現する可能性は常に存在しているものの、ある候補者に対立候補を送っても、勝ち目がないという理由で対立候補の擁立が差し控えられている状況」を指す概念である[55]。

このような概念区分は、そもそも、アメリカにおけるかつての強固なる南部（一党支配地域）に関する研究、例えばキーのアメリカにおける一党州と二党州に関する比較研究や、そこから導かれた彼の「南部は実際に政党を持っていない」[56]との主張を批判的に検討するために考案さ

競争・政党システムの連鎖モデル」を提案している。

[55] サルトーリ・前掲注（39）、360－361頁。

[56] V. 0. Key, *Southern Politics in State and Nation*, New York: A. A. Knopf, 1949, p. 299.

れたものであったが、サルトーリはそこから一党優位政党システムという類型を見いだしたのである[57]。ここで特に「準競争状況」や競争性が潜在化している状況といった発想は、次項で論じるように、やはり一党優位政党システムのもとで行われる日本の地方選挙を分析するうえで、より具体的にいえば選挙にさいして政党がどのような候補戦略をとるかを考察するうえで、多くの示唆を提供してくれると考える。

2．無所属議員の発生メカニズム

本節の冒頭ですでに述べたように、本稿の目標は、無所属議員の発生と消滅を政党間競争との関連性から説明することにある。そのために以下では、前項の検討で得られた示唆を踏まえつつ、まず先行研究の知見から分析の手掛かりを探ってみたい。

政党間競争との関係から無所属の発生を見出した最も早い研究は、依田であろう。依田は、地方議員に無所属が多い理由として「党派的対立」が発生しにくい地方の内的・外的条件を挙げている。すなわち地方議会では圧倒的な中央権力の前に地方内部が一体化せざるを得ないという外的環境条件と、地方議員の活動の場である地方の政治社会の持つ、地縁・血縁に基づく伝統的な共同体的特質という内的条件により、党派的対立が抑制され、その結果、「無所属」が地方において多くならざるを得ないと説明する[58]。これは無所属の存在を、「党派的対立」の不在、つまり政党間競争の不在から捉える点で、本稿の立場と一致している。ただし依田の議論は、全体的な文脈からみると、政党間の「対立」そのものよりも、党派性が抑制される「環境」を重視しているように思われる。そしてその環境もまた、実際には地方の内的（地縁・血縁等）・外的（圧倒的な中央権力）条件というよりも、自民党に代表される保守の一元的支配によるものとして捉えるほうが現実的であろう。この点について、村松と伊藤は次のように論じている。

> 保守系無所属が圧倒的多数を占める地域においては、自民党は必ずしも

[57] サルトーリ・前掲注（39）、144－155頁。

[58] 依田・前掲注（17）②、111頁。

> 市町村会議員をフォーマルな政党組織内に取り込む必要はない。これにたいして、積極的に政党組織化をはかろうとするのは、通常無党派状況という形をとった保守の一元的支配を突破しようとする反対派、つまり自民党以外の政党である。したがって、わが国の市町村レヴェルの政党化とは、本調査からみるかぎり、「革新」政党の進出、それへの自民党の公然たる組織化による対抗という形で政党競合を惹起し、ひいては多党化を招来する傾向が強い（傍点は引用者による）[59]。

この説明は、無所属議員の発生・消滅要因を、政党間の競争様態とその変化に求めているように見える。これに関しては前項で得られた示唆から、次のように解釈できる。すなわち、「準競争状況」下にある選挙区では、政党間競争が潜在化ないし制約されているがゆえに、自民党は無所属議員を組織化する誘因をほとんど持たず、現状が続くかぎり政党化の進展は期待し難い（無所属議員の発生）。しかし社会が発展し多様化すると、それに応じて大都市を中心に新党が進出し（準競争状況の解消）、またそれに対応しようと自民党の組織化が図られ（政党間の競争性の上昇）、政党化（無所属議員の消滅）が進展していくというロジックである。もっとも、前節ですでに指摘したように、村松と伊藤の説明には因果関係の問題がある。しかしそれにもかかわらず、無所属が政党間競争の様態の変化（競争性の変化）に伴う政党の戦略変化によって発生・消滅するという理解は、本稿の立場と一致する。

それでは、組織化の誘因はいかに説明できるだろうか。まず有権者の投票行動から考えてみよう。対立候補がいない「準競争状況」下にある選挙区では、有権者は政党を選択する機会や動機が強く制限される。そのため、有権者においては政党ラベルへの「政党投票」ではなく、候補者個人への「個人投票」が促され、無所属が発生しやすい条件が生まれ

---

[59] 村松・伊藤・前掲注（7）、85頁。もっとも村松と伊藤のおもな分析対象は市町村議会である。しかし天川（前掲注(18)）がまとめた各レヴェルにおける政党勢力比について、「府県会レヴェルでは全体で自民党が六割近くであるが、自民党が五割を割るのは東京、神奈川、京都、大阪、福岡等の大部分が大都市を含む都府県である。これらの地域では、自民党の減少という形で多党化が進行しているのである。」（村松・伊藤・前掲注（7）、81頁）と論じているように、村松と伊藤が都道府県レヴェルを考察の対象から外しているわけではない。

ると考えることができる。また政党の選挙戦略から考えれば、「準競争状況」下にある選挙区では、同士討ちによる共倒れの恐れがないために、優位政党は自党系候補者らを一本化する誘因を持たず、優位政党の候補と集票基盤を共有する無所属候補との対決構図が形成され、維持されると予想できる[60]。したがって、逆に対抗政党が選挙競争に参加し、政党間の「競争性」が増加するにつれ、無所属議員は政党に組織化されるか、あるいは落選するかなどで消滅すると考えられる。

以上の推論から、「無所属は準競争状況下で発生し、競争性が増加するにつれて消滅する」という基本仮説を導出できる。これを検証可能な仮説とするために、サルトーリの「準競争状況」という概念を[61]、その操作的定義定義として「政党数が1以下の選挙区」と定義し、また「準競争」という訳語による混乱を避けるために、「非競争選挙区（以下、非競争区）」と用語を修正して用いることとする[62]。以上より、本稿で検証する仮説は次のようになる。

仮説Ⅰ　政党間競争が存在する「競争区」よりも、そうでない「非競争区」の方が無所属当選者の割合が高い。

第三節　政党間競争における構造的要因

これまで検討してきたように、本稿では日本の地方議会の無所属議員

[60] もちろん、無所属候補同士、あるいは政党公認候補同士（超過公認）の対決構図もあるが、実際に最も多いのは、政党公認候補（自民党）対無所属候補という構図である（第三章を参照）。

[61] サルトーリ・前掲注（39）、360－361頁。

[62] サルトーリの「準競争状況 subcompetitive situation」は、「競争」が許されていながら（つまり、競争選挙が許されていない「非競争状況 noncompetitive situation」ではない状況にありながら）、事実上、政党間競争が行われておらず、「競争性」が潜在化している状況を指し示す概念である（同上）。しかし本稿は「競争」状況だけを問題にしているため、「非競争」と区分される「準競争」なる概念は必要としない。そこで、本稿ではサルトーリのいう「準競争」を「非競争」と呼ぶことにしたい。

は基本的に政党間競争に規定されるものと捉える。もしこの仮説が成立するのであれば、次なる課題は地方の政党間競争に影響を与える要因の探索となろう。

地方選挙における政党間競争を考えるうえで、まず考慮されるべきは、国政レヴェルにおける政党間関係である。1955年の保守合同と左右社会党の統一や、自民党の分裂をきっかけとして野党の離合集散が進んだ1993年の「政界再編」は、その代表例として挙げられる。そのほかにも、税制改革に絡む「売上税」導入問題が選挙戦を直撃して、自民党が道府県議会選挙で地滑り的敗北を喫した1987年の統一地方選挙のように、国政の政権党の政策に対して地方選挙で懲罰（的投票）を与えることや[63]、初めて比例代表制が導入される1983年６月の参議院選挙で比例代表区選挙への取り組みを意識して、共産党が1983年４月の統一地方選挙（の道府県議会議員選挙）ですべての選挙区に候補を擁立する方針を立てたことなどが挙げられる。これらの国政レヴェルにおける政治的状況の変化

[63] 宇治敏彦「統一地方選挙と売上税」『選挙研究』３巻（1988年）、５－21頁。「懲罰的投票」については、Reif and Schmitt が提示した二次的選挙（second-order election）から説明できる（Karlheinz Reif and Hermann Schmitt, “Nine Second-Order National Elections: A Conceptual Framework for the Analysis of European Election Results,” *European Journal of Political Research*, Vol.8, 1980, pp. 3-44.）。二次的選挙とは、議院内閣制下の第一院の選挙や大統領制下の大統領選挙のように、国政レヴェルの政権担当政党を決める「一次的選挙」ではない、欧州議会選挙や第二院の選挙、地方選挙、補欠選挙を指す。二次的選挙の特徴としては、一次的選挙より投票率が低く、懲罰投票が行われ得るため、政権与党が苦戦を強いられる反面、小政党が躍進する傾向があるなどが挙げられる（Michael Marsh and Mark Franklin, “The Foundations: Unanswered Questions from the Study of European Elections, 1979-1994,” In Cees Van der Eijk and Mark Franklin (eds.), *Choosing Europe?: The European Electorate and National Politics in the Face of Union*. Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1996, pp. 11-32.）。日本の場合、参院選と地方選挙が二次的選挙に当たり、特に民主・自民の二大政党間での対決という構図が形作られた2000年以降、その色彩を顕著に帯びるようになってきているとの分析がある（今井亮佑・日野愛郎「『二次的選挙』としての参院選」『選挙研究』27巻２号（2012年）、５－19頁）。

は、地方選挙の政党間競争および結果にも変化を与えるが、しかしそのきっかけは持続的というよりも突発的であり、また各地方が置かれている環境によって異なってくるといえよう。

他方で、地方選挙において政党の選挙戦略に長期的に影響を与える構造的要因も存在する。一つは、政党の支持基盤を反映する「社会経済的要因」であり、もう一つは、投票行動や選挙戦略を制約する「制度的要因」である。以下、これらの構造的要因について考えていきたい。

１．社会経済的要因

日本の政党は、共産党と公明党を除けば独自の組織を持たず、政党ごとに系列化した業界団体や労働組合などの支援によって支えられてきたとされる[64]。戦後直後に噴出し始めた日本の団体は、独立講和に前後して保守・革新の両陣営へと二極的に統合され[65]、その後は経済団体と農業団体、福祉団体などは自民一党を支持しそれと接触を行う一方、労働団体や市民団体は社会党や民社党などの野党を中心に支持しそれらと接触するパタンとなった[66]。このような支持・接触のパタンは、諸団体の活動拠点の地域的な偏りから、政党の支持基盤に地域的な特徴を与えたと考えられる。もっとも、政党の支持基盤となる地域的特徴は固定されたものでなく、時間の経過とともに変化してきている。例えば、社会党は戦後農民議員と農民党員が減少し、旧農民運動の地盤も解体してゆくが、それに代わる（例えば農協など）支持組織を見出せず、農村部での地盤喪失を招いたとされる[67]。しかし他方で、公明党の登場は地盤が競

---

[64] 依田・前掲注（18）、２頁。

[65] 村松岐夫･伊藤光利･辻中豊『戦後日本の圧力団体』（東洋経済新報社、1986年）、80－85頁。

[66] 辻中豊『利益集団』（東京大学出版会、1988年）、126－128頁。濱本真輔「政権交代の団体－政党関係への影響：２つの比較による検証」『年報政治学』63巻２号（2012年）、65頁。

[67] 杣正夫「地方政党の構造と機能」『年報政治学』18巻（1967年）、148－149頁。谷聖美「日本社会党の盛衰をめぐる若干の考察：選挙戦術と政権･政策戦略」『選挙研究』17巻（2002年）、91頁。自民党支配体制確立過程における農民政党結成運動については、空井護（「自民党支配体制下の農民政党結成運動」北岡伸一・

合する共産党の、次いで社会党、民社党、自民党の組織化を激化させ、都市部を中心とした野党の多党化をもたらした[68]。

このように、都市部か農村部かといった社会経済的要因は、政党の支持基盤となる地域的特徴として広く受け入れられ、それは実証研究によっても支持されている。例えば小林は、米国の各カウンティにおける有権者の人種・宗教などの分布と選挙結果とのあいだに関連性があることを見出したターナーの研究にならって[69]、日本の市区町村ごとの社会経済構造を示す変数を収集して主成分分析を行い、日本においても社会経済構造の変化が投票行動に大きな影響を与えていることを明らかにした。彼の分析によれば、55年体制下の衆議院総選挙では、自民党が基本的に農村部に、社会党は都市部にそれぞれ得票の基盤を置いていたが、1967年衆議院選挙での公明党、1976年衆議院選挙での新自由クラブのように、都市部に得票基盤を置く新興政党の参入が増えるにつれて、社会党は都市部から農村部の方に得票の基盤を移すようになったという[70]。

そのほかにも、近年の研究としては、2000年衆議院選挙の得票結果を人口集中度に着目して分析した蒲島の研究や[71]、1999年から2003年まで実施された688の市議会議員選挙の結果を分析した井田の研究などがあるが[72]、いずれも自民党は農村部を主たる支持基盤としており、公明党や共産党など非自民政党は都市部をその支持基盤としている点で、分析結果が概ね一致している。

これまでに本稿の分析対象である都道府県議会議員選挙を扱った先行

御厨貴編『戦争・復興・発展：昭和政治史における権力と構想』（東京大学出版会、2000年）、259－295頁）を参照。

[68] 天川・前掲注（18）、333頁。

[69] Frederick Jackson Turner, *The United States, 1830-1850: The Nation and Its Sections*, New York: Henry Holt, 1935. Reprint, Gloucester, Mass: Peter Smith, 1958.

[70] 小林良彰『現代日本の政治過程：日本型民主主義の計量分析』（東京大学出版会、1997年）、156－167頁。同『選挙･投票行動』（東京大学出版会、2000年）、37－45頁。

[71] 蒲島郁夫「地方の『王国』と都市の反乱」『中央公論』2000年９月号、130－143頁。

[72] 井田・前掲注（18）。

研究は見当たらないが、次に掲げる表１－１に示すように、都道府県議会においても概ね同様の傾向が読み取られる。この表１－１は、革新・中道系政党の相対得票率が頭打ちとなった1975年選挙を対象に、主要政党の議席率を都道府県ごとに示したものである。政党の議席率が顕著に高い地域（網掛けの区分）から分かるように、東京都（1973年）、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県などの大都市圏を抱える都府県ほど自民党の割合が低く、非自民政党の割合が高い傾向にあることが窺われる[73]。

表１－１　1975年都道府県議会議員選挙における主要政党の議席率（%）

	自民	社会	共産	公明	民社		自民	社会	共産	公明	民社		自民	社会	共産	公明	民社
北海道	54.3	25.7	1.9	5.7	1.0	石川	69.6	6.5	−	2.2	4.3	岡山	53.6	19.6	1.8	8.9	5.4
青森	75.0	13.5	1.9	3.8	−	福井	55.0	10.0	2.5	2.5	7.5	広島	54.5	7.6	3.0	9.1	6.1
岩手	54.9	15.7	2.0	−	2.0	山梨	43.9	12.2	2.4	2.4	−	山口	52.8	9.4	3.8	9.4	7.5
宮城	61.4	22.8	1.8	5.3	3.5	長野	37.3	32.2	1.7	3.4	1.7	徳島	56.1	12.2	−	4.9	−
秋田	42.9	34.7	2.0	2.0	−	岐阜	66.7	13.7	2.0	3.9	−	香川	63.6	25.0	−	2.3	−
山形	59.2	24.5	2.0	2.0	2.0	静岡	58.7	14.7	6.7	8.0	2.7	愛媛	66.7	7.8	2.0	5.9	3.9
福島	57.6	22.0	1.7	3.4	8.5	愛知	62.3	15.1	−	5.7	10.4	高知	63.4	12.2	4.9	7.3	−
茨城	58.1	11.3	3.2	6.5	−	三重	47.2	13.2	3.8	−	1.9	福岡	34.8	15.7	3.4	11.2	6.7
栃木	68.5	14.8	−	1.9	1.9	滋賀	51.2	9.3	4.7	2.3	7.0	佐賀	71.4	9.5	−	2.4	2.4
群馬	78.2	7.3	3.6	3.6	−	京都	33.3	15.9	20.6	9.5	9.5	長崎	48.1	13.0	−	5.6	9.3
埼玉	50.0	16.3	3.5	10.5	2.3	大阪	33.9	13.4	15.2	17.0	9.8	熊本	67.9	8.9	1.8	5.4	−
千葉	53.2	12.7	5.1	10.1	3.8	兵庫	41.1	13.3	6.7	14.4	6.7	大分	54.2	16.7	2.1	4.2	2.1
東京	40.8	16.0	19.2	20.8	1.6	奈良	54.5	13.6	2.3	6.8	2.3	宮崎	56.5	6.5	4.3	6.5	8.7
神奈川	37.6	26.6	5.5	11.9	7.3	和歌山	52.2	8.7	6.5	6.5	−	鹿児島	60.7	16.1	1.8	5.4	−
新潟	61.5	24.6	1.5	1.5	1.5	鳥取	57.5	27.5	2.5	5.0	−	沖縄	42.6	10.6	8.7	4.3	−
富山	65.2	17.4	2.2	2.2	2.2	島根	9.8	14.6	2.4	2.4	−	平均	54.0	15.5	4.4	6.1	4.8

注）各政党の平均値を上回る都道府県は網掛けで示した。なお、東京都は1973年７月、茨城県は1974年12月、沖縄県は1976年６月に行われた選挙の結果である。

もちろん、政党間の競争性が都市部か否かに完全に規定されるとみなすことはできない。しかし政党の支持基盤が都市部か否かといった地域の社会経済的構成に大きく左右され、さらにそのような傾向性が、政党間において明らかな不一致を示している状況下では、例えば農村部のように、支持基盤を共有する政党が少ない選挙区であれば、政党間の競争性が低くなると想定することが可能であろう。

[73] 島根県の自民党議席率は、知事選をめぐる派閥間対立によって12人の自民党現職議員が離党したため、異例の低さとなったが、次の1979年選挙では、自民（56.1%）社会（9.8%）共産（2.4%）公明（2.4%）民社（−）となり、例年の水準に回復した。

また、このような社会経済的構成による政党支持基盤の偏りは、都市化と支持関係のいずれも経験則上、短期的な変動が激しいとは考えにくく、よって一定の持続性をもつと予想される。このことから、都市部か農村部かといった社会経済的構成を政党の選挙戦略と政党間の競争パタンに影響する構造的な要因として扱うことができると考える。以上と前節の政党間競争に関する操作的定義により、２つ目の仮説を次のように設定する。

仮説Ⅱ－１　農村部の選挙区よりも、都市部の選挙区の方が政党間の競争が存在する「競争区」になりやすい。

２．制度的要因

次に都道府県議会議員選挙の政党間競争に影響を与えるもう一つの要因として、選挙区規模という制度的要因をとりあげる。第一節で検討したように、選挙区定数が大きくなればなるほど無所属候補の参入および当選が容易になるという仮説は、少なくとも都道府県議会の選挙結果には当てはまらなかった（前掲の図１－１参照）。こうした理論と現実との乖離はいかに説明できるであろうか。これについては、選挙区ごとに異なる当選の「敷居」の存在から考えることができる。

浅野は、選挙制度の変更が政党エリートの行動に与える影響に関する分析において、中選挙区制から小選挙区制へという（衆議院選挙の）制度変化により、当選の「敷居」が高まることを指摘している。すなわち、「最多得票から定数番目までの候補者が当選する中選挙区制下であれば、候補者は必ずしもベストである必要はない」が、「小選挙区制下では、他の候補者を凌ぐ最大票を獲得しなければ当選できないため、候補者のなかで最も当選確率の高い候補者を公認する、というインセンティブを政党執行部に与え」、その結果、政党公認とともに、政党ラベルの重要性が増大すると論じている[74]。小選挙区制への制度変化によって当選の「敷居」が高まるという浅野の指摘は、地方議会のように、国政を上回

[74] 浅野正彦「選挙制度改革と候補者公認：自由民主党（1960－2000）」『選挙研究』18巻（2003年）、176頁。

る自民党一党優位体制のもとで、しかも定数が小さい選挙区が多く存在する条件下では、自民党以外の政党にとって選挙競争への参入を阻害する要因となる可能性を示唆する。この点に関しては、選挙研究において有権者の投票行動への制度の影響（制約）を考慮する新制度論（New Institutionalism）の研究によって精緻化されてきている[75]。

川人によれば、日本の選挙研究、とりわけ衆議院選挙に関するそれは、自民党の一党長期支配や党内派閥構造などを研究関心の焦点とする従来の「中選挙区制研究」と、中選挙区制を単記非移譲式投票制（SNTV）と捉えつつ、自己利益を追求する政党や政治家たちを制約するゲームのルールとして選挙制度を理解する近年のアプローチ「SNTV 研究（新制度論）」の二つに大別することができる。中選挙区制においては、議会多数派を目指す政党は、必然的にほぼすべての選挙区で複数の候補を擁立しなければならず、それと同時に、第一党に対抗しようとする政党もまた、同一選挙区で複数の候補を擁立する必要がある。したがって中選挙区制のもとでは、政党間競争とともに同一政党に所属する候補者間の競争が生じ、そこで研究は候補者間の選挙競争、すなわち、①選挙区定数および有力候補者の有無によって異なる当選要件、②同一政党所属候補が同一選挙区で競い合わなければならないという中選挙区制の特質と同志討ちの影響、③選挙区定数と候補者数との関係の三点に、主たる焦点が当てられることとなった[76]。とりわけ、前述した「敷居」とも深くかかわる、③の選挙区定数と候補者数との関係は、主としてリードとコッ

[75] 新制度論の研究には、歴史社会学的新制度論と呼ばれる研究の流れと、制度の制約が合理的に行動する政治的アクターの行動の選択肢を論理的に決定するという研究の流れがある（田中愛治「選挙研究におけるパラダイムの変遷」『選挙研究』15巻（2000年）、87頁。小堀貴子「アメリカ政治学における『新制度論』」『法学政治学論究』21号（1994年）、315－350頁。Kato, Junko, “Institutions, Organizations, and Rationality: Seeking New Perspectives in Political Science,” a paper delivered at the Annual Meeting of the American Political Science Association, Washington, D. C. September 2-5, 1993.）。本稿では、後者の流れに与する研究におもに依拠している。

[76] 川人貞史「中選挙区制研究と新制度論」『選挙研究』15巻（2000年）、5 －16頁。

クスの「M+1法則」から論じられてきた[77]。

リードは、「小選挙区制は二大政党制をもたらし、比例代表制は多党制をもたらす」というデュヴェルジェの法則を拡張し、定数Mの選挙区では、M+1人の候補者による競争が広げられるという「M+1法則」を提唱した[78]。リードの研究は、日本の選挙制度に対する理解を一変したばかりでなく、ミシガン学派の伝統に基づく従来の日本の投票行動研究の関心を、「有権者が制度的拘束のもとで合理的・戦略的行動をとる可能性」へと向けさせたという点で画期的なものであった[79]。

選挙区定数より一つ多い数で均衡状態になるという彼の仮説は、日本の衆議院総選挙だけでなく、台湾の総選挙[80]やアイルランドとタスマニアの分析でも立証され[81]、また合理的選択モデルとゲーム理論を用いて数理的にも証明されている[82]。さらに近年では、地方選挙のデータを用いた実証研究が相次いで発表されている。例えば茨木は、1995年から2011年にかけて行われた政令市における都道府県議会議員選挙のデータをもとに分析を行い、日本の地方議会選挙においても有効候補者数がM+1に収斂することを確認した。そのうえで、定数是正が国政選挙と比べて頻繁に行われる地方選挙の特徴に着目し、定数変更の前後での候

---

[77] 代表的な研究として、Steven R. Reed, "Structure and Behaviour: Extending Duverger's Law to the Japanese Case," *British Journal of Political Science*, Vol.20, 1990, pp. 335-356. Gary W. Cox, "Strategic Voting Equilibrium under the Single Nontransferable Vote," *American Political Science Review*, Vol.88, 1994, pp. 608-621.

[78] Reed, *op. cit.*

[79] 河野勝「日本の中選挙区・単記非移譲式投票制度と戦略的投票：M+1の法則を超えて」『選挙研究』15巻（2000年）、42－43頁。

[80] John Fuh-sheng Hsieh and Richard G. Niemi, "Can Duverger's Law be extended to SNTV? The case of Taiwan's legislative Yuan elections," *Electoral Studies*, Volume 18, 1999, pp. 101-116.

[81] Neal G. Jesse, "Candidate Success in Multi-Member Districts: An Investigation of Duverger and Cox," *Electoral Studies*, Vol.18, 1999, pp. 323-340. スティーブン・R. リード「中選挙区制における均衡状態」『選挙研究』15巻（2000年）、19頁。

[82] Cox, *op. cit.*

補者の動きの変化や、有効候補者数の変化によってM+1法則の安定性がどの程度保たれているのかを考察した[83]。また久保谷は、1997年から2016年まで実施された都道府県議会議員選挙のすべてにあたる5,902選挙区へと分析の対象を広げ、政令市だけでは捉えられなかった都市部と農村部の選挙環境の違いが「均衡の強度」にいかに影響しているかを分析した。この研究では、１人区から定数10超の選挙区まで、多様な選挙区に構成される都道府県議会議員選挙においても、有効候補者数はM+1法則に概ね合致しており、都市化や選挙区定数、区割変更などの競争環境がM+1法則の適合度にも影響していることが明らかにされている[84]。これらの研究は、分析対象の範囲や分析方法などに違いがみられるものの、都道府県議会議員選挙の実証分析を通じてM+1法則を支持している点で、総じて一致している。

しかし､このような一連の研究成果のなかで本稿が特に注目するのは、M+1法則が実際のデータをよく説明しているか否かというよりも、複数の実証研究で報告されているように、実際のデータがM+1法則から一定の傾向性をもって逸脱しているという点である[85]。つまり、都道府県議会議員選挙では選挙区定数が大きくなるにつれて候補者数がM+1より多くなる傾向性が存在しており、この傾向性は本稿独自の調査からも観察することができる。

次に掲げる図１－３は、1947年から2015年にかけて実施された計18回の都道府県議会議員選挙のほぼすべてに当たる20,384選挙区について、選挙区定数ごとの平均落選者数（定数超過候補者数の平均値）を選挙年度別に示したものである。この図をみると、選挙区定数が大きいほど、選挙区定数を超える候補者数が多い傾向にあることが見て取れる。このように、選挙区の規模がM+1法則からの逸脱を強めることは、どのように説明できるだろうか。

---

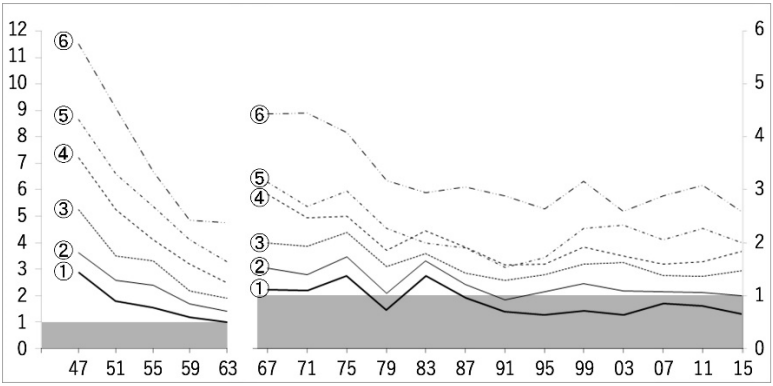
[83] 茨木瞬「SNTVとM+1法則：政令市県議選データの優位性を活用して」『選挙研究』29巻２号（2013年）、129－142頁。

[84] 久保谷・前掲注（８）、248－269頁。

[85] 例えば、久保谷・前掲注（８）。河野・前掲注（79）。リード・前掲注（81）。茨木・前掲注（83）。

この問題に対してリードは、「均衡の強度」という概念を用いて説明を試みている。彼によれば、M+1法則における均衡状態は、戦略を変えても選挙結果は変わらないという「ナッシュ均衡」のようなものであり、均衡状態に近づくまでには試行錯誤による一定の学習期間が必要となる。そのため、均衡状態の強度は同じ時期でも選挙区定数によって異なっており、「選挙区定数が多くなるにつれて、当選ラインは低くなるし、当選可能性の推測が難しくなるから、均衡状態が弱くなる」のである[86]。

図１－３　選挙区定数別平均落選者数：1947 ～ 2015年



注）1947年は39都道府県（栃木・千葉・石川・山梨・長野・滋賀・長崎の各県を除く）、1951年は41都道府県（栃木・千葉・山梨・滋賀・長野の各県を除く）、1955年以降は全国を対象にしている。選挙年の異なる地域については後掲の表１－２を参照。

[86] ①スティーブン・R. リード「中選挙区における M+1法則」『総合政策研究』２号（1997年）、237－239頁。②同・前掲注（81）、19－20頁。これに対して、コックスは学習よりも戦略的投票に必要な情報が十分に与えられていない条件を強調している（Gary W. Cox, *Making Votes Count*：*Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997.）。学習プロセスを強調するリードと有権者の合理性戦略性を前提に依拠しているコックスとの理論的相違について、河野は、「リードは、デュヴェルジェの法則に関する純粋に機械的な解釈を明示的に否定している（cf. Reed 1993）。しかしながら、コックスも、現実の世界にはさまざまな『ノイズ』があることを強調し、……有権者の合理的行動に対する限界を認めるという点では、リード

こうしたM+1法則との乖離へのリードの答えは、本研究の問題関心である、小選挙区制への制度変化によって当選の「敷居」が高まるという推論を一般化したものとして捉えることができる。すなわち、選挙区定数が小さくなるにつれて敷居が高くなると推論を拡張することができるのである。この点については、すでに久保谷が、都道府県議会選における無投票区と定数との関係を説明するさいに、選挙区の定数とM+1法則から逸脱現象との関係は、「裏を返せば、定数が小さい選挙区では候補者数が抑制されやすいことを意味する」と、ほぼ同様の見解を示したことがある[87]。以上の議論から、本研究では選挙区定数が政党の候補者擁立を制約する要因であるとの考えに基づき、次のような仮説を設定した。

仮説Ⅱ－２　選挙区定数が大きいほど、政党間の競争が存在する「競争区」になりやすい。

以上、本稿では無所属議員の発生メカニズムを政党間競争から説明することを目的に、まず政党間競争が無所属議員の発生にどのような影響を与えたのか（仮説Ⅰ）、そして都市化（仮説Ⅱ－１）と選挙区定数（仮説Ⅱ－２）のそれぞれは政党間の競争性にいかなる影響を及ぼすかに関して、それぞれ仮説を立てた。以下では、かかる分析課題に応えるべき本稿の分析期間と分析対象、ならびに収集データの処理方針について述べる。

第四節　分析対象とデータ[88]

１．分析期間および対象

実証分析の対象となる期間および選挙は、1947年の第１回統一地方選

と理論的にそうかけ離れているとは思わない」と評価している（前掲注(79)、44頁）。

[87] 久保谷・前掲注（８）、259－260頁。

[88] 本稿で使用したデータは著者のウェブサイト（https://solinety.wixsite.com/data）でダウンロードすることが可能である。

挙から2015年の第18回統一地方選挙（沖縄県は2016年６月５日）までの延べ837回の各都道府県議会議員選挙である。再選挙および補欠選挙については、選挙区定数が通常の都道府県議会議員選挙と異なることや、資料収集が困難であるなどの理由から、原則として分析の対象としないこととした。ただし、2011年千葉県議会選挙の「浦安市選挙区」では、定員を超える立候補者がいたが、東日本大震災により投開票が行われず、当選者がいないという事態になったために、例外として同年５月22日に実施された再選挙結果を使用することにした。

なお、議会の自主解散（1965年の東京都、1966年の茨城県）や、本土復帰後の選挙（1972年の沖縄県）、震災の影響による選挙期日の延期（1995年の兵庫県、2011年９月の岩手県、2011年11月の宮城県、2011年11月の福島県）などのように、統一地方選挙との実施時期がずれた場合は、当該都県の選挙年の表記を、時期が近接する統一地方選挙の実施年で示すことにした（次に掲げる表１－２を参照）。特別な言及がないかぎり、分析結果は47都道府県（ただし、1967年までは46都道府県）を対象としたものである。

表１－２　選挙実施年月の不一致都県と表記基準年度の一覧

統一地方選挙	67 (4)	71 (4)	75 (4)	79 (4)	83 (4)	87 (4)	91 (4)	95 (4)	99 (4)	03 (4)	07 (4)	11 (4)	15 (4)
東京都	65 (7)	69 (7)	73 (7)	77 (7)	81 (7)	85 (7)	89 (7)	93 (6)	97 (7)	01 (6)	05 (7)	09 (7)	13 (6)
茨城県	67 (1)	70 (12)	74 (12)	78 (12)	82 (12)	86 (12)	90 (12)	94 (12)	98 (12)	02 (12)	06 (12)	10 (12)	14 (12)
沖縄県	－	72 (6)	76 (6)	80 (6)	84 (6)	88 (6)	92 (6)	96 (6)	00 (6)	04 (6)	08 (6)	12 (6)	16 (6)
兵庫県	－	－	－	－	－	－	－	95 (6)	－	－	－	－	－
岩手県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11 (9)	15 (9)
宮城県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11 (11)	15 (10)
福島県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11 (11)	15 (11)

注）表中の数字は、選挙の実施年（月）を示し、年度は下２桁の数字で表記した。

２．データの説明

本研究で使用するデータセットは、選挙区情報と開票情報から成り、それぞれの細部項目は次のとおりである。選挙区情報としては①選挙年・②選挙区名・③定数・④都市化度であり、開票情報としては⑤候補者数・

⑥当選者数・⑦候補者の所属党派・⑧当選者の所属党派である。このうち、④都市化度を表す指標およびデータ処理については、第三章の第二節で述べることにする。

戦後初期に実施された選挙のなかには、都道府県の選挙管理委員会や国立および公立の図書館、大学付属図書館などに所蔵されていないものがあり[89]、収集した資料のなかでも、定数や当落情報などで一部の記載が欠けている場合があった。これらに対しては、資料が欠落した地域を当該選挙年の分析対象から除外し、その内訳を示すことにした。なお、本稿のすべての統計分析には、統計パッケージR（version3.2.5）本体とRの追加パッケージを用いた。

[89] 資料不在県は、1947年の石川県･山梨県･滋賀県･長崎県と、1951年の山梨県･滋賀県・長崎県である。